

パネル展「復興が教えてくれる！地域の歴史」



3月4日(月)から18日(月)まで開催

■熊本地震に伴うパネル展を町生涯学習センターで開催

平成28年熊本地震に伴う復旧・復興事業で緊急発掘調査を行った遺跡の調査成果と、これまでの発掘調査の成果から明らかになった新たな地域の歴史をパネルで紹介するパネル展「復興が教えてくれる！地域の歴史」を開催します。今回は、本町の復旧・復興事業に伴う文化財調査の成果を取り上げます。併せて、九州各県から発掘調査で派遣された専門職員の活動を紹介します。

■復旧・復興事業に関するギャラリートークも開催

会期中に復旧・復興事業に関するのギャラリートークを2回行い

ます。第1回は、熊本県文化課が行っている熊本地震に伴う復旧・復興事業に伴う調査での成果について、第2回は甲佐町が行っている熊本地震に伴う復旧・復興事業に伴う調査の成果についてお話しします。ぜひご来場ください。

●パネル展

▼展示日時

3月4日(月)～18日(月)

午前8時30分～午後5時15分

▼会場

町生涯学習センター・ギャラ

▼リーモール

●ギャラリートーク

▼開催日時

・第1回

3月10日(日)

午後2時～午後3時

・第2回

3月16日(土)

午後1時～午後2時

▼会場

町生涯学習センター視聴覚室

▼展示に関するお問い合わせ先

県教育庁教育総務局文化課文化

財調査班

TEL 096・333・2706

FAX 096・384・7220

町教育委員会社会教育課 TEL096-234-2447(内線325)

■国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

4月1日(月)から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

●国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間」といいます。)の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、将来年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。なお、多胎妊娠の場合は出産予定

産前産後期間は国民年金保険料が免除に



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

●対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方

●施行日

4月1日(月)

●申請方法

住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

申請書は、年金事務所または市(区)役所・町村役場の国民年金の窓口へ備え付けがあります。

出産予定日の6カ月前から提出可能です。速やかに提出してください。

※申請書の提出ができるのは、4月からです。詳しくはお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

TEL 096・367・2503

町住民生活課 TEL096-234-1113(内線104)

国民健康保険

国保被保険者証の有効期限は7月31日



国保イメージキャラクターの上白石萌歌さん

■現在の国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日です

国民健康保険制度の都道府県化に伴い、平成30年度から国民健康保険被保険者証の有効期限が7月31日に変更されたため、現在、国保被保険者の皆さんがお持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日です（短期証を除きます）。

そのため、毎年3月に各行政区の公民館などで実施していた国保被保険者証の交換は、今年度実施しません。

■次回の更新から被保険者証は簡易書留郵便で送付します

次回の更新から国保被保険者証は世帯主あてに簡易書留郵便にて送付します。

新しい被保険者証は、受け取り後、記載内容に間違いがないか確認していただき、8月1日から使用してください。古い被保険者証は有効期限（7月31日）を過ぎたら、ご自身で裁断するなどして破棄していただくようお願いいたします。次回の被保険者証の更新については、更新時期が近づいたら再度詳細をお知らせします。現在お持ちの被保険者証は、有効期限まで大切に使用してください。

■7月31日より前に有効期限が設定されている場合があります

次のいずれかに該当する場合、被保険者証の有効期限が7月31日より前に設定されています。対象者には、期限が近づいたら更新のお知らせをします。

- ▼有効期限が変更されている例
- ・7月31日までに75歳の誕生日を迎える人

- ・有効期限は、75歳の誕生日の前日（後期高齢者医療保険へ移行）
- ・7月31日までに65歳の誕生日を迎える退職被保険者本人およびその被扶養者の有効期限
- ・有効期限は、65歳の誕生日の月末（1日生まれば前月末。一般被保険者に移行）

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

火葬場

■火葬場の使用料が4月1日から改定されます

現在、本町の火葬事務については、委託している宇城広域連合の「寂静の里」を利用しております。

宇城広域連合では、電気代や燃料費の高騰などによるコスト増の動きにより、受益者負担の適正化を図ることを目的に、火葬場の使用料が4月1日から改定されることになりました。

改定後の料金については、左記表をご覧ください。

■宇城広域連合火葬場使用料

| 種別 | 単位 | 【現行】 関係市町住民 | | 【改定後】 関係市町住民 | | | |
|-----|----------|----------------|---------|-----------------|---------|---------|---------|
| | | 寂静の里 | 龍燈苑 | 寂静の里 | 龍燈苑 | | |
| 火葬料 | 遺骸 | 12歳以上 | 1体 | 10,000円 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 |
| | | 12歳未満 | 1体 | 8,000円 | 12,000円 | 12,000円 | 12,000円 |
| | 死産児 | 1胎 | 6,000円 | 9,000円 | 9,000円 | 9,000円 | |
| | 改葬遺骨 | 1件 | 4,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 | |
| 焼却料 | 人体の一部汚物等 | 1件 | 4,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 | |
| 保管料 | 遺がい | 1日 | 10,000円 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | |
| | 遺骨 | 1日 | 1,000円 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | |

町環境衛生課 ☎096-234-1169